

千葉県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月18日

千葉県議会議長 石川 弘

千葉県議会規則第2号

千葉県議会会議規則の一部を改正する規則

千葉県議会会議規則（昭和42年千葉県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第51条第2項中「起立して」を「起立又は挙手をして」に改め、同条第3項中「起立して」を「起立又は挙手をして」に改め、「先起立者」の次に「又は先挙手者」を加える。

第67条の見出し中「起立」を「電子採決システム等」に改め、同条第1項中「問題を可とする者を起立させ、起立者」を「電子採決システムにより、問題を可とする者」に改め、同条第2項中「議長が」を「前項の場合において、議長が」に改め、「起立者」の次に「又は挙手者」を、「議長は、」の次に「記名投票又は」を加え、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 電子採決システムによる表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。
- 3 第1項及び第73条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、問題を可とする者を起立又は挙手をさせ、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告することができる。

第68条の見出し中「記名又は無記名の投票」を「記名投票又は無記名投票」に改め、同条第1項中「、記名」を「、記名投票」に改める。

第73条ただし書中「起立の」を「電子採決システムによる」に改める。

第119条の見出し中「起立」を「起立等」に改め、同条中「起立させ」を「起立又は挙手をさせ」に改め、「起立者」の次に「又は挙手者」を加え、同条に次の3項を加える。

- 2 委員長が起立者又は挙手者の多少を認定し難いとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名投票又は無記名投票で表決をとらなければならない。

3 第1項及び第125条ただし書の規定にかかわらず、委員長が必要があると認めるときは、電子採決システムにより表決をとることができる。

4 前項の規定により電子採決システムによる表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。

第120条第1項中「記名又は無記名の投票」を「記名投票又は無記名投票」に改める。

第125条中「起立」の次に「又は挙手」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。